

盛岡広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年2月3日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡横手線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町塩ヶ森13番3地先から黒沢川52番5地先まで	新	A 19.5~7.1 m	m 113.4
		B 14.8~11.1	102.6
	旧	A 19.5~7.1	113.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和8年2月3日から同年3月3日まで